

広島県告示第三百五十二号

昭和五十二年広島県告示第四百六号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第二項」を「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第二条」に改める。

表の（注）中「及び関係地域事務所（所管区域に係る図面に限る。）」を削る。